

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（財務省）

制 度 名	振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の拡充		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>非課税制度の拡充</p> <p>非居住者等を受益者とする受益者等課税信託の受託者を特定振替機関等とみなして非居住者債券所得非課税制度を適用すること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>— 百万円 （▲287 百万円）</p>	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国債の保有・売買を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成するとともに、国債市場の流動性・効率性を向上させることにより、大量に発行される国債の安定消化を図り、ひいては発行者である国の資金調達コストの低減に資するため。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 23 年度税制改正においては、非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度について、組合等届出書の提出などの一定の手続きを前提に、受益者等課税信託の受益者である非居住者等が非課税適用を受けられることができる旨整備されたところ（租特法第 5 条の 2 第 4 項）。</p> <p>当該制度においては、特定振替機関等を通じて非課税適用申告書を提出することとされており、仮に、受託者が振替機関に振替口座を開設している場合には振替機関、他の口座管理機関に振替口座を開設している場合には他の口座管理機関、すなわち直近上位機関をそれぞれ経由して非課税適用申告書等を提出する必要がある、直近上位機関において受益者の本人確認を行うことになる（租特法第 5 条の 2 第 13 項）。</p> <p>しかしながら、信託の場合には、受益者たる非居住者等と直接関係を有するのは受託者に限られていることから、直近上位機関がこれらの作業を行うことは事実上困難である。そのため手続き面における過大な負担が生じることとなり、結果として非居住者等による我が国公社債市場への投資が低調となるおそれがある。</p> <p>そこで、受益者等課税信託の受託者をみなし特定振替機関等とすることで、非居住者等による投資の障害を取り除く必要がある。</p>		
	今回の要望に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>
			<p>政策の達成目標</p> <p>非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の向上 国債消化の促進と利払費の軽減</p>
			<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>恒久措置とする。</p>
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>（政策の達成目標に同じ）</p>			

		政策目標の達成状況	非居住者等を受益者とする受益者等課税信託の信託財産に属する公社債の非課税制度において、受託者は特定振替機関等とみなされていないため、非居住者等は信託を利用して我が国公社債市場へ参加しづらい状況にある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	非居住者等を受益者とする受益者等課税信託の信託財産に属する公社債の非課税制度について、受託者が特定振替機関等とみなされることにより、同制度がより一層活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非居住者等を受益者とする受益者等課税信託の信託財産に属する公社債の非課税制度について、受託者が特定振替機関等とみなされることにより、同制度がより一層活用されることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	現行制度について指摘されている問題点を解消する措置であり、妥当である。
	連続する事項	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する	<p>減収額</p> <p>平成20年度(推計) ▲472億円</p> <p>平成21年度(推計) ▲301億円</p> <p>平成22年度(推計) ▲268億円</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>リーマンショックの影響により、非居住者等の国債保有額及び保有割合は減少傾向にあるものの、本非課税措置がなければ、非居住者等による国債への投資意欲は減退すると考えられる。 (参考) 海外投資家による国債・地方債の保有割合の推移</p> <table border="1" data-bbox="609 360 1358 732"> <thead> <tr> <th></th> <th>国債</th> <th>地方債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>43.9 兆円 (6.5%)</td> <td>0.1 兆円 (0.2%)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>31.6 兆円 (4.6%)</td> <td>0.1 兆円 (0.2%)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>36.5 兆円 (5.0%)</td> <td>0.1 兆円 (0.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 日銀資金循環表より</p>		国債	地方債	平成 20 年度	43.9 兆円 (6.5%)	0.1 兆円 (0.2%)	平成 21 年度	31.6 兆円 (4.6%)	0.1 兆円 (0.2%)	平成 22 年度	36.5 兆円 (5.0%)	0.1 兆円 (0.2%)
	国債	地方債												
平成 20 年度	43.9 兆円 (6.5%)	0.1 兆円 (0.2%)												
平成 21 年度	31.6 兆円 (4.6%)	0.1 兆円 (0.2%)												
平成 22 年度	36.5 兆円 (5.0%)	0.1 兆円 (0.2%)												
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の向上 国債消化の促進と利払費の軽減</p>												
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>リーマンショックの影響により、非居住者等の国債保有額及び保有割合は減少傾向にあるものの、本非課税措置がなければ、非居住者等による国債への投資意欲は減退すると考えられる。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>振替国債の利子等に係る非居住者非課税制度は、平成 11 年度以降新設及び拡充。 平成 23 年度税制改正において、外国年金信託や組合等を通じて保有する外国法人等も本制度の適用を受けられることが明確化された。</p>												